

辻村寿三郎人形館「全国創作人形公募展」実行委員会 会則（案）

（名称）

第1条 この会は，辻村寿三郎人形館「全国創作人形公募展」実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は，三次市教育委員会事務局文化と学びの課内に置く。

2 事務局長は，文化と学びの課長をもって充てる。

（目的）

第3条 本会は，「全国創作人形公募展」を開催し，人形の創作活動を通じた地域文化の創造や全国的な交流を促進することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

- (1) 「全国創作人形公募展」開催に向けての広報・募集活動に関すること。
- (2) 関係・協力団体との連絡調整に関すること。
- (3) その他，本会の目的達成に必要な事業。

（組織）

第5条 本会は，次に掲げる団体等から，会長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 辻村寿三郎人形館（三次市歴史民俗資料館）の指定管理者
- (2) 三次市教育委員会
- (3) その他，会長が必要と認める団体

2 委員の任期は，委嘱の日から「全国創作人形公募展」の開催日の属する年度末までとする。

3 前項の規定にかかわらず，任期の途中で交代した委員は，前任者の残任期間在任する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

2 会長は，辻村寿三郎人形館館長をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。ただし、他の役員と兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計その他の業務を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、委員の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第9条 本会の会議は、役員及び委員をもって構成する。

2 会議は、会長が招集する。

3 会議は、次に掲げる事項について、審議・決定する。

(1)事業の推進に係る基本方針に関すること。

(2)事業計画及び事業報告に関すること。

(3)予算及び決算に関すること。

(4)その他、本会の事業運営に関し重要な事項

4 会議の議長は、会長があたる。

5 会議は、これを構成する2分の1以上(委任状を含む。)の出席により成立する。

6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第10条 本会の運営に要する経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年 月 日から施行する。